


士別市地域循環型リフォーム促進事業

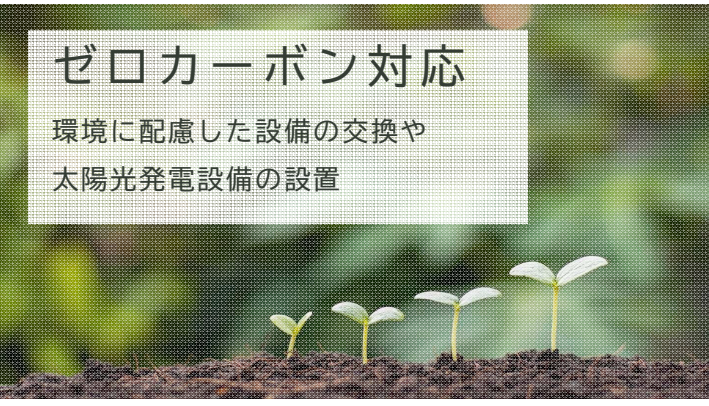


50万円以上のリフォーム工事で
現金＋サフォークポイント
最大 **49** 万円分

工事内容に応じた加算（くわしくは中面をご確認ください。）


ゼロカーボン対応

環境に配慮した設備の交換や
太陽光発電設備の設置



中古住宅改修

中古住宅を取得し、リフォー
ム工事を行う場合




移住者

士別市に移住しリフォーム工事を
行う場合



道産木材活用

道産木材を活用したリフォー
ム工事を行う場合



士別市商工労働観光課商工労働係

TEL: 0165-26-7137
営業時間：平日 8:30～17:15

申請受付期間

第1期：4月1日～8月31日

第2期：9月1日～3月31日

- ・申請時期により予算枠があります。
第1期：年度当初予算額の約7割 / 第2期：年度当初予算に達するまで
- ・必ず、**着工前の事前申請**をお願いします。
- ・申請状況など、詳細は市のホームページでご確認ください。



注意事項

- ・施工時期、内容が未確定な状態での申請はできません。
- ・原則として、3月31日までに工事が完了する必要があります。

助成内容

現金+ポイントで助成します

◇現金助成 改修費が50万円以上の場合（重複不可）

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 一般的な住宅改修工事 | 10万円 |
| ② 中古住宅の改修工事 | 15万円 |
| ③ ゼロカーボン対策をふまえた住宅改修工事 | 20万円 |
| ④ 移住者が居住しようとする住宅改修工事 | 20万円 |

◇地域ポイント助成 改修費が20万円以上の場合（重複可能）

○ 基本ポイント助成

- | | |
|--------------------|------|
| ① 改修費が50万円以上 | 1万円分 |
| ② 改修費が20万円以上50万円未満 | 2万円分 |

○ 加算ポイント助成

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 中古住宅の改修工事 | 5万円分 |
| ② ゼロカーボン対策をふまえた住宅改修工事 | 10万円分 |
| ③ 移住者が居住しようとする住宅改修工事 | 10万円分 |
| ④ 道産木材の活用 | 3万円分 |



※助成における注意事項

1. 中古住宅は、自己所有となってから3カ月以内のもの
2. ゼロカーボン対策該当工事は以下のすべてを満たすものです
 - ・ゼロカーボン対策改修費が50万円以上であること
 - ・設置する設備は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律におけるトップランナー制度等での目標基準値を満たすもの
 - ・太陽光発電設備の場合は設置または交換であること
 - ・その他の設備は交換であり、以下の項目であること
エアコン、照明器具、電気便座、電気温水機器(ヒートポンプ式)、ガス(灯油)ストーブ、ガス調理機器、ガス(石油)温水機器、断熱材、サッシ、複層ガラス
 - ・ストーブ、温水機器は同じ熱源を利用していること
3. 移住者は本市に転入し居住するもの
※前々住所が士別市の場合は、前住所に1年以上居住していること
4. 道産木材活用は以下のすべてをみたすものです
 - ・木材を原材料とする工事の木材費用が20万円以上であること
 - ・工事全体の70%以上に道産木材が使用されていること
 - ・道産木材は、道内の森林から産出され道内で加工された木材および木材製品であること

※助成対象者(次のすべてを満たす方)

- ・士別市に居住(予定を含む)し、市税を完納している方
- ・市内事業者による住宅リフォーム工事を行う方
- ・過去に「士別市朝日町持家奨励金交付要綱」、「士別市朝日町持家住宅増改築補助金交付要綱」、「士別市住宅改修促進助成金交付要綱」、「士別市住宅新築促進助成金交付要綱」に基づく奨励金等の交付を受けていない方。

※助成対象工事

区分	工事内容
増築	<ul style="list-style-type: none">・既存の住宅部分がない場所に、住宅の床面積を増加させる工事・既存の住宅部分以外を住宅に変更し、住宅の床面積を増加させる工事
改築	<ul style="list-style-type: none">・既存の住宅部分の一部を取壊し、その場所に改めて住宅を建設する工事
修繕	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事 <ul style="list-style-type: none">・基礎、土台、柱、外壁、屋根、床、天井等の修繕又は補強工事・間取りの変更等の模様替え工事・断熱改修工事又は遮音工事
設備	<ul style="list-style-type: none">・電気、給排水、暖房、空調等の工事

1. 事前相談

2. 補助申請

【必要書類】 交付申請書一式／施工事業者届出書／工事見積書・各種図面／住民票・市税完納証明書／住宅の所有を確認できる書類の写し(次のいずれか、①固定資産税・都市計画税課税明細、②登記済証、③登記事項証明書)

【加算助成ごとの必要書類】

- ※中古住宅改修の場合 ⇒ 売買契約書の写し、建物登記事項証明書の写し
- ※ゼロカーボン対策の場合 ⇒ トップランナー基準達成や太陽光発電量などが明らかになっているもの(カタログなど)
- ※移住者 ⇒ 前住所が確認できる書類
- ※道産木材 ⇒ 道産木材の活用が確認できる書類

3. 交付決定

4. 工事着工 【必要書類】 着手届／工事契約書の写し

5. 事業完了 【必要書類】 完了届／施工前・施工中・施行後の写真

6. 職員現地確認

7. 補助金請求・交付 【必要書類】 補助金請求書

8. 実績報告 【必要書類】 実績報告一式／工事代金領収書の写し

information



◇新築・リフォームの工事ができる市内事業所
⇒新築・リフォーム助成施工事業者一覧

◇サフォークポイントが使えるお店
⇒サフォークスタンプ協同組合ホームページ

